

## 第5章 諸外国の関係機関との協力

### 1. 概説

米エンロン及び米ワールドコム等における会計不祥事に端を発して、会計監査の品質の確保及び向上の必要性が認識され、平成14年以降、世界各国で会計プロフェッションから独立した監査監督機関が設立された。

こうした中、各国における監査監督機関の情報交換等を行うことを目的として、金融安定化フォーラム（FSF：Financial Stability Forum）（注）主催により、平成16年9月に第1回監査人監督者会議がワシントンD.C.において非公式に開催され、我が国を含む9か国（日、米、英、独、仏、伊、加、豪、シンガポール）が参加した。その後も非公式会合として開催回数を重ねたが、常設の国際会合設立の機運が高まり、平成18年9月にパリで開催された第5回監査人監督機関会議において監査監督機関国際フォーラム（International Forum of Independent Audit Regulators：以下、「IFIAR」という。）の設立が正式に承認された。その最初の会合が、審査会により、平成19年3月に東京で開催され、22か国の監査監督当局が参加した。その後、平成28年3月までに15回の会合が開催されており、IFIAR加盟国数は、平成28年3月時点で51か国・地域となっている。

審査会は、IFIARにおける活動への積極的な参画を通じた各国の監査監督当局との連携を図るとともに、各国の監査監督機関等と個別の意見交換等を行うことにより、監査の品質の確保・向上に向けた国際的な協力関係の構築・充実に努めている。

（注）FSFは、平成21年4月に開催された第2回金融・世界経済に関する首脳会合（ロンドン・サミット）の宣言を踏まえ、より強固な組織基盤と拡大した能力を持つ組織として、金融安定理事会（FSB：Financial Stability Board）に再構成されている。

### 2. 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）

#### （1）組織等

##### ア 目的

IFIARは、憲章（Charter）において、以下を活動目的としている。

- ① 監査事務所の検査に焦点を当て、監査市場の環境に関する知識や監査監督活動の実務的な経験を共有すること。
- ② 監督活動における協力及び整合性を促進すること。
- ③ 監査の品質に関心を有する他の政策立案者や組織との対話を主導すること。
- ④ 個々のメンバーの法令で定められた任務及び使命を考慮の上、メンバーにとって重要事項に関する共通かつ一貫した見解又は立場を

形成すること。

## イ 組織

IFIAR は、メンバー資格を有する各国の監査監督当局により構成され、その意思決定は、原則として、全メンバー当局が参加する会合（plenary meeting）において行われる。IFIAR の活動を円滑に進めるため、個人資格としての議長及び副議長を置き、議長及び副議長への支援及び助言を行う機関として諮問委員会（Advisory Council）が設置されている。平成 28 年 3 月末現在、諮問委員会は、オーストラリア、フランス、ドイツ、日本、シンガポール、英国、米国の 7 か国で構成されている。

また、IFIAR には、平成 28 年 3 月末現在、6 つのワーキング・グループが設けられており、それぞれの目的等は以下のとおりである。

### （ア）グローバル監査品質・ワーキング・グループ

6 大監査ネットワーク（注）とグローバルな監査の品質管理の在り方について意見交換を行うことを目的としている。「グローバル監査ネットワークの品質管理体制」等のテーマについて、各ネットワークと継続的に対話し、品質管理における改善状況や各ネットワークの組織展開状況を当局間で共有している。

（注）6 大監査ネットワークは、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、KPMG、PricewaterhouseCoopers、BDO 及び Grant Thornton で構成されている。

### （イ）基準調整ワーキング・グループ

国際監査・保証基準審議会（IAASB：International Auditing and Assurance Standards Board）における国際監査基準の設定や、監査業務に係る基準設定主体との連携等について、意見交換を行うことを目的としている。

### （ウ）検査ワークショップ・ワーキング・グループ

検査官の技能研鑽と検査手法・経験の共有を目的としており、毎年、IFIAR 検査ワークショップを開催している。また、検査ワークショップの企画・調整及び事後的な評価等も行っている。

### （エ）投資家・利害関係者ワーキング・グループ

監査報告書の利用者である投資家その他の利害関係者と、監査品質、監査報告書の在り方等について対話することを目的としており、IFIAR 会合における投資家代表との意見交換等の企画・調整等も行っている。

### （オ）国際協力ワーキング・グループ

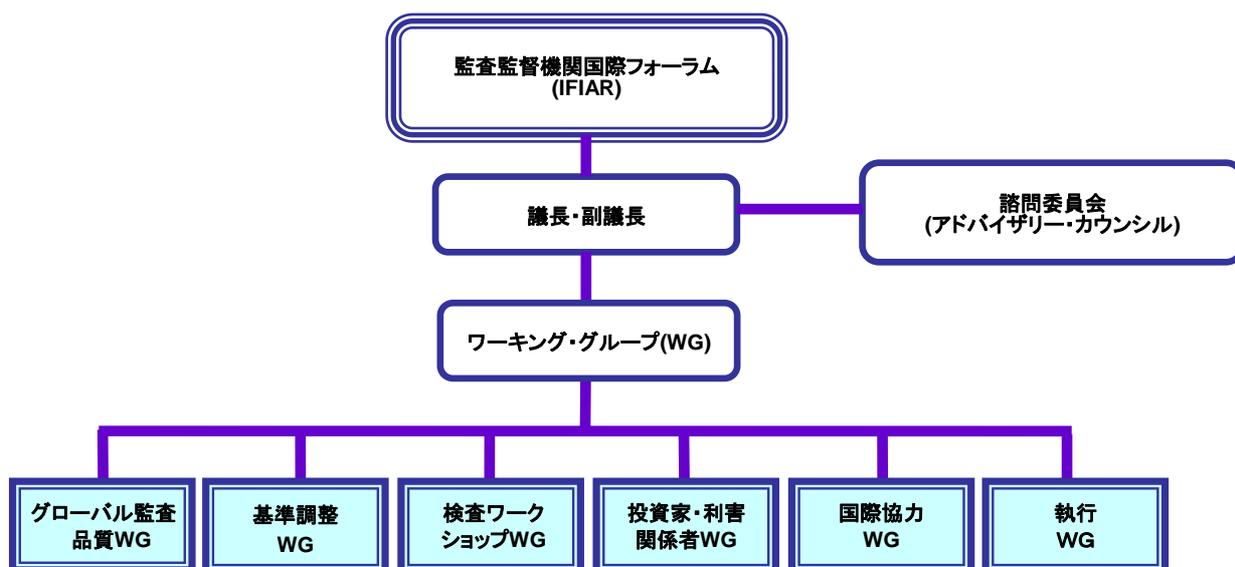
監査監督当局間の規制及び検査に関する、実務的な情報交換を促進することを目的としており、監査監督上の多国間情報交換枠組み（MMOU）の策定等を行っている。

（カ）執行ワーキング・グループ（注）

投資家保護や監査品質向上のため、調査及び執行分野における監査監督当局間の協調関係を促進し、同分野に関する各当局の制度や取組について情報交換等を行うことを目的としている。

（注）平成 25 年 7 月の設立以降、日本が議長を務めている。

《IFIAR の組織図》



## (2) IFIAR の主要な取組と日本の貢献

### ア 本会合

平成 27 年 4 月 21 日から 4 月 23 日の日程で、第 15 回本会合が台湾金融監督管理委員会 (FSC : Financial Supervisory Commission) の主催で開催された。

当該会合では、監査監督上の多国間情報交換枠組み (MMOU) について基本合意がなされたほか、監査法人のビジネスモデルや監査報告書等について議論が行われた (P161 資料 4-1、P163 資料 4-2、P165 資料 4-3 参照)。

### イ 中間会合

平成 25 年以降、本会合は年 1 回の開催とし、別途オフィサー、諮問委員会メンバー及びワーキング・グループ議長等に参加者を絞った中間会合を開催して、IFIAR 業務の管理等に関するハイレベルな議論を行っている。平成 27 年は 10 月 8 日及び 9 日の 2 日間にわたって東京で開催。

### ウ グローバル監査品質・ワーキング・グループ

監査法人の収益構造の変化、人材戦略、国際的監査事務所のネットワークのガバナンス等を含む、監査法人のビジネスモデルについて議論が行われている。また、平成 27 年には、多国籍企業のグループ監査の有効性を評価するため、大手ネットワーク傘下の監査法人に対し複数当局による初の協同検査を実施し、日本がそれを主導した。

### エ 検査ワークショップ

第 1 回 IFIAR 東京会合において、各国当局の検査手法や検査における課題等を共有し、検査官の技能研鑽を図ることを目的として、IFIAR メンバーの検査官を主体として検査ワークショップを開催することが承認された。以降、検査ワークショップ・ワーキンググループの企画・調整により、毎年開催されている。

今年度は、平成 28 年 2 月 22 日から 2 月 24 日の日程で、アブダビ会計説明責任庁 (ADAA) の主催により開催され、日本を含め 34 か国・地域から 160 名以上の検査官等が参加した (P166 資料 4-4 参照)。なお、日本は、審査会等から 3 名をモデレーターとして派遣した。

### オ 恒久的事務局誘致への対応状況

IFIAR は、近年、当局間の意見交換フォーラムから国際機関としての実質的な活動を伴う組織へと急速に成長するとともに、金融安定理事会 (FSB)、証券監督者国際機構 (IOSCO)、バーゼル銀行監督委員会 (BCBS) 等、他の国際機関との関係強化の必要性も高まっている。このような背

景から、平成 26 年 4 月、ワシントン本会合において恒久的事務局設立が議論された。

審査会及び金融庁は、IFIAR を通じた国際的な監査品質向上への貢献、監査を含む国際金融規制活動における日本の発言力の向上、東京の国際金融センターとしての地位確立への貢献という観点から、平成 27 年 1 月、恒久的事務局の東京誘致を目指して立候補を行った（P167 資料 4－5 参照）。審査会及び金融庁は、関係省庁とも連携しつつ IFIAR 加盟当局への働きかけを実施し、誘致活動を展開している。

また、日本の立候補を受け、平成 28 年 3 月までに、東京都及び国内外の民間団体（注）より、恒久的事務局の東京誘致を支持する旨のプレスリリースが公表されている（P168 資料 4－6 参照）。

（注）恒久的事務局の東京誘致を支持するプレスリリースを公表した団体等

東京都、日本経済団体連合会、経済同友会、東京商工会議所、日本取引所グループ、日本公認会計士協会、全国銀行協会、日本証券業協会、投資信託協会、日本投資顧問業協会、金融先物取引業協会、第二種金融商品取引業協会、生命保険協会、日本損害保険協会、日本監査役協会、日本内部監査協会、日本監査研究学会、国際銀行協会（IBA）、在日米国商工会議所（ACGJ）、欧州ビジネス協会（EBC）、米日経済協議会（USJBC）、日米経済協議会（JUSBC）

### 3. 二国間での協力

企業活動のグローバル化を踏まえ、連結財務諸表監査における海外監査法人の監査結果の利用等、国境を越えた監査手続の品質確保がこれまで以上に重要になっており、グローバルな監査監督体制の構築を図る上で各国当局等との連携強化が不可欠となっている。審査会は、IFIAR への参加だけでなく、監査や検査に係る課題や国際的に活動する監査事務所に係る情報共有等を目的として、各国の監査監督当局との間で意見交換を実施し、監査監督上の情報交換枠組み（注）を策定し、審査・検査活動に資するなど、二国間での協力関係の構築・充実に努めている。

（注）日本と監査監督上の情報交換枠組みのある関係当局

- ・ 米国公開会社会計監督委員会（PCAOB：Public Company Accounting Oversight Board）
- ・ カナダ公共会計責任委員会（CPAB：Canadian Public Accountability Board）
- ・ マレーシア監査監督委員会（AOB：Audit Oversight Board of Malaysia）
- ・ オランダ金融市場庁（AFM：the Netherlands Authority for the Financial Markets）
- ・ ルクセンブルク金融監督委員会（CSSF：the Commission de Surveillance du Secteur Financier）
- ・ 英国財務報告評議会（FRC：Financial Reporting Council）

#### 4. 今後の課題

##### (1) 各国の監査監督当局との連携強化

企業活動のグローバル化により、国際的に活動する企業の連結財務諸表監査における海外監査法人が実施する監査結果の利用等、監査業務におけるクロスボーダー化が進展していること等を踏まえ、国境を越えた監査の品質確保が課題となっている。この中で、国際的監査事務所のネットワーク全体での品質管理の在り方、監査におけるデータ分析手法の導入、世界的な経済・金融情勢等が監査の品質に与える影響についても留意していく必要がある。このような観点から、IFIAR等の機会を利用しつつ、多国間・二国間レベルで監査を巡るグローバルな課題について問題意識の共有や人的交流を行うことが重要と考えられる。また、監査監督当局間の情報交換枠組みの構築についても、引き続き交渉を進める必要がある。

##### (2) 会計・監査制度を巡る国際的動向への対応

会計・監査制度を巡る国際的な議論の動向について、審査会として国際機関及び諸外国での議論に係る監査事務所の活動や審査会の業務等に与える影響について分析し、必要に応じ、監査事務所に対する審査及び審査会検査に反映させる等、的確な対応を行うことが重要と考えている。